

(4) 第4回検証会議資料

事 例 調 査

調査対象：近畿地方整備局福知山河川国道事務所

近畿地方整備局管内の府県

近畿地方整備局管内の市（一部の府県の町を含む）

結 果：対象団体数 全 134 団体

依頼済み 121 団体

依頼済み団体のうち回答 99 団体

【調査用紙①（基本事項）】

＜回答ご担当者＞

貴府県・貴市町村名	
ご担当者所属部署	
ご担当者氏名（フリガナ）	
ご担当者電話番号	
ご担当者メールアドレス	

＜貴市の状況について＞

①令和6年4月1日現在人口（千人単位）	[万 千人]
②土木系建設工事の年間予算規模（概ね過去3年間の平均）	[億円]
②令和6年度の土木技術職員数	[人]
③土木系設計業務委託の年間発注件数（概ね過去3年間の平均）※測量のみは除く	[件]

【調査用紙②（調査事項）】

1. 設計業務委託における設計成果の品質確保に向けた体制等について	
① 設計成果の品質を確保するためのガイドライン等を策定されていますか。 ☞ガイドライン等策定の有無 (有 ・ 無)	
② 本市では設計成果の検査は同一部内の他課の管理職が行っていますが、貴職ではどのような体制で行われていますか。 (回答例) 検査を専門に行う部署が行っている。 (回答例) 同一部内の他課の管理職が行っている。	
(回答)	
③-1 技術系職員がどのような工事に何年携わってきたか、どのような資格を持っているかなど、得意分野や工事経験についてデータベース化等されていますか。 ☞データベース化の有無 (有 ・ 無)	
③-2 されている場合、その活用方法を含め概要をお教えてください。 (回答例) 担当職員に加え、その分野を得意とする職員にアドバイス等の補佐をさせている。	
(回答)	
④-1 庁内において担当部署や通常の決裁ルート以外で、技術的事項の審査等を行う体制を整えておられますか。 ☞審査等体制の有無 (有 ・ 無)	
④-2 審査体制があればその概要をお教えてください。 (回答例) 庁内の技術系管理職で組織する審査会を設置し、高難度の案件について審査している。	
(回答)	
⑤-1 技術的事項の審査を行うため、外部有識者を活用されていますか。 ☞外部有識者活用の有無 (有 ・ 無)	
⑤-2 活用していればその概要をお教えてください。 (回答例) 大学教授等、外部で組織する審査会を設置し、高難度の案件について審査している。	
(回答)	
⑥-1 外部機関等による点検制度（セカンドオピニオンのな）を行われていますか。 ☞外部機関等による成果点検の有無 (有 ・ 無)	
⑥-2 外部点検を実施されていればその概要をお教えてください。 (回答例) 別途コンサルタントと契約し、チェックを行わせている。	
(回答)	

⑦ 上記の他にも設計成果の品質確保のための取り組みがございましたら、お教えください。

(回答)

2. 設計業務委託の最低制限価格について

⑧-1 設計業務委託について、最低制限価格を設定されていますか。

☞最低制限価格設定の有無 (有 ・ 無)

⑧-2 設定されている場合、その理由が判ればお教えください。

(回答例) 土質調査を再委託する場合等、調査品質への影響を抑えるため。

(回答)

3. 工事の設計変更について

⑨-1 工事の設計変更について、変更内容を審査する庁内体制や外部有識者の活用体制等を整えておられますか。

☞審査体制等の有無 (有 ・ 無)

⑨-2 体制があればその概要をお教えください。

(回答例) 担当部署以外の技術系管理職が設計変更の妥当性を確認している。

(回答例) 設計変更ガイドラインを策定し対応している。

(回答)

⑩ いわゆる 30%ルールについてはどのように適用されていますか。適用の考え方や状況についてお教えください。

※ 30%ルールとは、「昭和 44 年 3 月 31 日建設省東地厚発第 31 号の 2 官房長から各地方建設長あて」発出の「変更見込み金額が請負代金額の 30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。」を指します。

(舞鶴市の運用)

本市では、設計変更ガイドラインを策定しておりますが「施工中の工事と分離することが著しく困難なもの」について、基準や具体的なケース等は明確化しておらず、個別の案件ごとに担当部署において判断しています。

また、大規模な工事等必要に応じ理事者、財政部署の確認を得てから設計変更の起案を行っています。

(回答)

ご回答ありがとうございました。

回答につきましては、舞鶴市担当者まで直接メールで返信願います。

事例調査とりまとめシート

調査対象：近畿地方整備局福知山河川国道事務所、近畿地方建設局管内の府県及び市（一部の府県の町を含む）
対象団体数 全 134 団体 うち依頼済み団体 121 依頼済み団体のうち回答 99 団体

質問 番号	質問概要	実施 団体数 (n)	割合 (n/99)	取 組 事 例
1. 設計業務委託における設計成果の品質確保に向けた体制等について				
①	設計委託ガイドラインの有無	5	5%	
②	設計成果の完成検査	—	—	1 ○500 万円以上は技術職の中から専門職の職員を指定している。 2 ○一定額以上は検査専門部署による検査を行っている
③	職員データベースの構築	3	3%	1 ○業務経歴や資格を異動時の参考としている。技術職員への研修の実施。 1 ○検査員の指名時に活用。 1 ○経験したスキル、自己評価、今後の方向性について記入者自身が認識する目的に活用。離職防止の観点からの活用を検討中。
④	技術的審査の内部体制の構築	14	14%	2 ○工法調整会議を設置し審査を行っている。 1 ○市の主要事業や担当課長が技術的な助言が必要と認める設計業務や工事の執行に際し、技監を中心に構成する技術検討会により、品質、価格、納期等について審査。 4 ○一定金額以上の工事については、検査、入札を統括する部署の合議や技監の決裁により審査。【発注時の決裁と思われます。】 1 ○契約検査・技術管理室を設置し、高難度の案件について相談を受けている。 1 ○審査会ではないが、部局を超えて適切な検査官を指定している。【質問③の団体】 1 ○体制はないが、技術的審査が必要となるような特殊な場合は担当課のみで判断せず、担当部長と情報共有している。 1 ○毎年度 10 件程度の業務を抽出し、技術職員によるチェック（二重チェック）。 1 ○建設技術監を設置。 1 ○各課が集まる設計審査会を設置。 1 ○一定の条件を満たす橋梁形式の形式選定においては、別途組織する検討会で構造特性、施工性、経済性、耐久性、維持管理性、環境・景観への配慮等について総合的に評価している。
⑤	技術的審査の外部体制の構築	3	3%	1 ○道路橋の長寿命化修繕計画の策定時のみ大学教授をアドバイザーとして協議している。 1 ○継続ではないが、大規模建築物の設計時に大学教授等学識経験者で構成された設計検討委員会を設置したことがある。 1 ○大学教授等の学識経験者で組織する体制を構築し、技術的難易度の高い案件の設計を相談している。
⑥	外部機関によるチェック体制	6	6%	1 ○大規模な工事などについて検査の充実を図るため技術士の派遣を受けている。 2 ○建設技術の支援を行う団体から支援を受け検査を委託している。 1 ○別途委託している技術支援業者によるチェックを実施している。 2 ○詳細設計成果を対象に、設計条件、応力計算結果と基準との整合性、設計計算書と設計図面の整合性を点検する業務を委託している。
⑦	その他	—	—	1 ○難易度が高い河川工事は「河川技術検討会」を設置し、学識者や外部専門家からアドバイスを受け設計を進める取り組みを予定している。 1 ○当該分野について専門知識のある職員ができる限り関与するようにしている。【データベース化はしていないと思われます。】 1 ○高度な設計や経験値の少ない設計の場合は府県の外郭団体に設計業務の管理を発注する場合がある。 1 ○設計業務委託についても成績評定を行っている。 1 ○設計業務の打合せには管理職も同席し、詳細について協議している。 1 ○工事実施に支障のある設計成果についてはフィードバックしている。会計検査での全国的な指摘事項等を設計委託時にチェック。 1 ○工事発注時に基準書との整合、構造計算等設計成果として収められた内容を踏まえた設計審査業務を検査担当課の技術職員が実施。 1 ○設計内容により、本市職員以外の者に委託し検査、検査補助を行うことがある。（外部委託検査） 1 ○建設工事に係る課題等について検討を行う会議を月一回開催し、設計担当者が抱える問題等について担当課のみの判断ではなく関係各課の意見を聴くなどの情報共有を日頃から行っている。 1 ○土木工事等の技術的業務の統括、調整、指導等を行う技監（部長相当）を配置し、成果品の確認、職員の指導を行っている。

2. 設計業務委託の最低制限価格について

⑧	最低制限価格の設定状況	74	75%	
---	-------------	----	-----	--

3. 工事の設計変更について

⑨	設計変更に対する審査体制	23	23%	○設計変更ガイドラインを策定している、又は府県が策定している設計変更ガイドラインに準じている。【※この回答は[有]にカウントしない】 10○契約変更前に変更後の設計額が一定額以上の工事について検査員による設計審査、又は検査担当課による妥当性の確認。 1○20%を超える増額については、内部の工法会議で追加変更か別契約かの判定を行っている。 1○担当者以外の1名以上で設計変更書類の審査を行っている。 1○契約検査・技術管理室を設置し設計変更の妥当性を確認している。 1○設計担当部署と工事担当部署が協議のうえ、設計担当部署が企画部署と協議する体制としている。 1○一定金額以上の変更については部長級以上の職階で構成する契約審査会で妥当性を確認。 1○決裁ルート上で担当部署以外の職員が妥当性を確認。 1○議会案件の契約について当初請負額の2割又は一定額以上を超える設計変更、構造・工法の変更、追加・廃止工種がある場合、工期延期を行う場合は検査担当課の技術系職員が妥当性の審査を行っている。前述のうち6カ月を超える工期延期を行う場合は、検査担当課の審査に加え庁内の審査会で審査。 4○30%以上の変更となる場合は、事前に入札等の事務処理を審査する委員会に諮る 1○30%以上の変更となる場合は、庁内に設置する設計変更検討会議で対応等検討している。 1○1,000万円以上の工事で10%以上の増額の場合に副市長を長とする部長級以上で構成する契約審査会で審査。
⑩	30%ルール of 適用の考え方	—	—	○30%ルールに基づいているが基準や具体的なケースは明確化しておらず、個別の案件ごとに判断。舞鶴市と同様の取扱い。【※この取扱いとしている団体が圧倒的に多い。30%ではなく20%、50%としている団体もある。】 3○当初契約した施工場所以外の場所での施工や工事目的と関係ない工種の追加は行わない。 5○30%ルールは適用しておらず、個別案件ごとに決裁権者、財政部署の確認を得ている。 1○2割又は4,000万円を超える増額は原則入札による別途発注。例外的に別途組織する庁内審査会で承認されれば可能。 1○30%の範囲は変更回数に関わらず累計で超えてはならないこととしている。 1○30%ルールであるが、設計図書と現場状況が著しく異なることにより新たな仮設物等が必要となる場合は30%を超えることができるとしている。 1○基準等は明確化していないが、施工条件が実際と相違するまたはスライド条項に該当するものを除き別途契約している。 1○緊急性が高い、技術的、施工的に一体不可分である、当初想定できなかった要因において3割超過の可能性がある場合、上部組織の承認を得る。 1○基準等明確にはしていないが、個別案件ごとに担当部署と入札・契約担当課で協議し、判断している。